

試行排出量取引スキーム第三者検証機関募集要項

平成21年6月5日
試行排出量取引スキーム運営事務局
(内閣官房、経済産業省、環境省)

政府が実施する試行排出量取引スキーム(以下「本スキーム」といいます。)において検証業務を行う検証機関を募集します。

1. 応募方法等

(1) 応募方法

以下の必要書類とその電子媒体を募集期間内に試行排出量取引スキーム運営事務局(以下「運営事務局」といいます。)へ提出していただきます。提出物は封書に入れ、宛名面に「試行排出量取引スキーム第三者検証機関応募書類」と赤字で明記してください。

(2) 応募期間

募集期間：平成21年6月5日(金)より随時受け付け

※ 2008年度目標設定参加者についての検証業務を行うことを希望される場合は、平成21年6月19日(金)(必着)までにご応募ください。

(3) 応募に必要な提出物及び提出部数

第三者検証機関登録申請書(別添) 紙媒体2部・電子媒体2部

- 「第三者検証機関登録申請書」には、必要な項目について自社で実施している内容を記載例に基づいてわかりやすく記載してください。
- 電子媒体(FD、CD等のメディア)については、一つのメディアに保存して提出して下さい。
- 応募書類の審査過程において、必要に応じて別途ヒアリングを実施させていただく場合があります。その場合、追加書類の提出をお願いすることもあり得ますので、御了承ください。

(4) 提出先

試行排出量取引スキーム運営事務局

(本件窓口)

経済産業省産業技術環境局環境経済手法担当参事官付

住所：東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL：03-3501-1511(内線：3521～3523) FAX：03-3501-7697

E-mail : shikou-2008@meti.go.jp

環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

住所：東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL：03-3581-3351（内線：6788） FAX：03-3580-1382

E-mail : shikou-ets@env.go.jp

(5) 提出方法

提出物を各1部ずつ上記窓口に簡易書留にて郵送してください。

(6) 審査結果について

審査結果については、6月下旬を目途に、運営事務局より通知致します。

2. 検証機関の採択について

(1) 検証機関の選定方法

以下の採択基準に基づき、応募者より提出された申請書等をもとに、国際規格（ISO等）担当部局の協力のもと、運営事務局で審査を行い、採択機関を決定します。

(2) 検証機関の採択基準

以下を基準とします。

①法人であること。

②排出量の検証業務を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有すること。

- ・「試行排出量取引スキーム実施要領」「自主行動計画非参加企業向け 排出量のモニタリング・算定・報告ガイドライン」及び「第三者検証機関による排出量検証のためのガイドライン」等の内容を十分理解していること。
- ・環境省自主参加型国内排出量取引制度（JVETS）での排出量検証、国内クレジット制度での排出量審査等、CDM/JIプロジェクトにおける有効化審査・検証/認証審査のいずれかの業務経験を有すること。

③本スキームにおける目標設定参加者から報告された排出量に対して、独立した立場から収集した客観的な証拠に基づいた検証意見が表明できる能力を有すること。

- ・検証業務の運営において中立性・公正性を確保する体制・方法を定めていること。
- ・検証業務に必要な力量を備え、また維持する方法を定めていること。

④検証機関としての品質管理体制が整備され、適切に運用されていること。

- ・品質管理体制及び手順を定めていること。
- ・機密保持の取扱い方法を定めていること。

- ・業務に関する異議申し立て等の取扱いについて定めていること。

3. その他

(1) 検証業務の開始について

検証を受ける目標設定参加者（以下単に「目標設定参加者」といいます。）は、検証機関を任意に選択します。

(2) 検証機関の合併・統合、名称変更又は住所変更等

採択された検証機関は、検証実施中において、合併・統合、名称変更又は住所変更等が生じたときは、遅滞なく運営事務局に報告してください。

(3) 検証機関が行う検証業務の運営体制整備に関する事項

添付資料「試行排出量取引スキーム 検証機関が行う検証業務の運営体制整備に関する事項」は、温室効果ガス排出量の審査・検証機関の要件を定める国際規格ISO14065「温室効果ガス—機関認定またはその他の承認への適用を目的とする温室効果ガスに対する有効化審査・検証機関に対する要求事項」に基づいて作成されており、本スキームにおいて検証業務を行う検証機関が応募に際し、本事項に適合するよう努めることを予め約する事項を記載したものです。検証機関は、本事項に適合するよう努めることが求められます。

(4) 検証機関が行う検証への立会

検証の力量や品質の管理等を目的に、力量に問題があると疑われる検証機関について、必要に応じその現地検証に立ち会いを実施することがあります。当該立ち会いの結果等を踏まえて、採択基準に合致していない又は「検証機関が行う検証業務の運営体制整備に関する事項」に基づいた努力に著しく欠けると運営事務局が判断した場合には採択を取り消す等の措置を行うことがあります。

以上